# 資料5-1 騒音に係る環境基準

#### 一 紗 地 域

1文地域					
		基	準	値	
事件の区人		昼	間	夜	間
地域の区分	類型	午前6日	诗~	午後105	庤~
		午	-後10時	翌午	前6時
特に静穏を要する地	АА	50デ	シベル	40デ	シベル
域	AA	以	下	以	下
専ら住居の用に供さ	Α	55デ	シベル	45デ	シベル
れる地域	Α	以	下	以	下
主として住居の用に	В	55デ	シベル	45デ	シベル
供される地域	D	以	下	以	下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用	С	/	シベル		シベル
に供される地域		以	下	以	٢

- 備考1 愛媛県では、AA類型は地域指定していない。
  - 2 基準値は、等価騒音レベル $(L_{Aeq})$ により、評価した値である。

## 道路に面する地域

EMICH / UNIT		
	基	単 値
	昼 間	夜 間
地域の区分	午前6時~	午後10時~
	午後10時	翌午前6時
A地域のうち2車線 以上の車線を有する 道路に面する地域	6 0 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線 以上の車線を有する 道路に面する地域及 び℃地域のうち車線 を有する道路に面す る地域	65 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 基準値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )により、評価した値である。

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

11 40×40 C 12 × 42×11 - 742 )	X / G = [A] ( - GG ( ) G [ A ] (
基	準 値
昼 間	夜 間
午前6時~午後10時	午後10時~翌午前6時
70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の 窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる ときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値) によることができる。

備考 基準値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )により、評価した値である。

#### 幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- · 市町村道(4車線以上)
- 自動車専用道路

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から20メートルまでの範囲

資料5-2 環境騒音測定結果(平成24年度)

## (1)一般地域

測定場所	測定年月日	環境基準 類型		ンベル : L <sub>Aeq</sub> )	環	境基準適	合状況
		規至	昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
新居浜市庄内町	平成25年2月6日~2月7日	А	46	41	0	0	0
5条市喜多川	平成25年2月6日~2月7日	А	47	39	0	0	0
5年10年	平成25年2月25日~2月26日	A	42	38	0	0	0
東温市野田	平成24年11月28日~11月29日	A	57	46	X	X	×
大洲市東大洲	平成25年2月27日~2月28日	A	55	44	0	0	0
八幡浜市古町	平成25年3月6日~3月7日	A	38	31	0	0	0
八幡浜市保内町宮内	平成25年3月6日~3月7日	A	53	41	0	0	0
公前町大字南黒田	平成24年11月20日~11月21日	A	50	42	0	0	0
A類型地域:8地域		環境基準	適合地点数		7	7	7
			環境基	基準達成率	(%)		87. 5
四国中央市寒川町	平成25年1月7日~1月8日	В	50	45	0	0	0
新居浜市黒島	平成25年3月5日~3月6日	В	44	40	0	0	0
新居浜市松の木町	平成25年3月26日~3月27日	В	45	40	0	0	0
新居浜市政枝町	平成25年3月28日~3月29日	В	42	36	0	0	0
新居浜市本郷	平成25年3月6日~3月7日	В	38	37	0	0	0
西条市中野甲	平成25年2月6日~2月7日	В	54	42	0	0	0
西条市氷見乙	平成25年1月28日~1月29日	В	51	42	0	0	0
5条市明屋敷	平成25年3月11日~3月12日	В	40	39	0	0	0
<b></b> 東温市牛渕	平成24年11月28日~11月29日	В	56	47	X	×	×
大洲市白滝	平成25年2月13日~2月14日	В	49	42	0	0	0
大洲市柚木	平成25年2月27日~2月28日	В	55	47	0	X	×
大洲市若宮	平成25年2月27日~2月28日	В	53	45	0	0	0
八幡浜市大平	平成25年3月6日~3月7日	В	49	39	0	0	0
八幡浜市保内町宮内	平成25年3月6日~3月7日	В	49	40	0	0	0
公前町大字北黒田	平成24年11月20日~11月21日	В	49	43	0	0	0
公前町大字浜	平成24年11月20日~11月21日	В	44	35	0	0	0
公前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	В	52	36	0	0	0
公前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	В	51	40	0	0	0
公前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	В	53	43	0	0	0
B類型地域:19地域		環境基準	<u> </u>		18	17	17
			<u> </u>	基準達成率	(%)		89. 5
四国中央市金生町	平成24年12月25日~12月26日	С	59	51	0	X	×
四国中央市村松町	平成23年12月19日~12月20日	С	55	51	0	×	×
5条市明屋敷	平成25年1月29日~1月30日	С	51	42	0	0	0
5条市朔日市	平成25年2月4日~2月5日	С	49	44	0	0	0
大洲市長浜	平成25年2月14日~2月15日	С	51	44	0	0	0
大洲市新谷	平成25年2月7日~2月8日	С	59	51	0	X	X
<b>片洲市徳森</b>	平成25年2月7日~2月8日	С	57	54	0	X	X
\幡浜市江戸岡	平成25年3月6日~3月7日	С	52	48	0	0	0
八幡浜市保内町川之石	平成25年3月6日~3月7日	С	50	42	0	0	0
C類型地域:9地域		環境基準	<b>適合地点数</b>		9	5	5
	<u>—</u>		71172	準達成率	.,.,		55.6
			環境	基準達成地	点数		29
			36				
		一船	と地域の騒	音環境基準	達成率(	%)	80.6

# (2)幹線交通を担う道路に近接する空間

(2) 幹線交通を担う追路に返 測定場所	測定年月日	環境基準 類型	fy (dB:L <sub>Aeq</sub> )			境基準適合	<b>合</b> 状況
		791.33		昼間 夜間		夜間	総合評価
四国中央市土居町津根	平成25年3月5日~3月6日	В	76	74	X	X	×
四国中央市三島中央	平成25年1月24日~1月25日	В	58	52	0	0	0
四国中央市金生町	平成24年12月5日~12月6日	В	66	57	0	0	0
四国中央市土居町	平成25年1月21日~1月22日	В	66	62	0	0	0
四国中央市妻鳥町	平成25年2月25日~2月26日	С	66	60	0	0	0
四国中央市三島宮川	平成25年3月7日~3月8日	С	72	69	×	X	×
新居浜市萩生	平成24年12月4日~12月5日	В	61	53	0	0	0
新居浜市北新町	平成24年12月4日~12月5日	В	70	64	0	0	0
新居浜市桜木町	平成24年12月4日~12月5日	В	72	65	X	0	×
新居浜市郷	平成24年12月4日~12月5日	В	68	62	0	0	0
新居浜市久保田町	平成24年12月4日~12月5日	Α	68	60	0	0	0
今治市内堀	平成25年3月7日~3月8日	В	67	60	0	0	0
今治市喜田村	平成25年3月7日~3月8日	С	67	60	0	0	0
今治市高部	平成25年3月7日~3月8日	В	64	53	0	0	0
東温市牛渕	平成24年11月28日~11月29日	С	64	57	0	0	0
大洲市若宮	平成25年2月7日~2月8日	С	70	63	0	0	0
大洲市徳森	平成25年2月7日~2月8日	С	59	50	0	0	0
大洲市徳森	平成25年2月27日~2月28日	С	72	66	X	X	×
大洲市東大洲	平成25年2月27日~2月28日	С	71	63	X	0	×
八幡浜市(一般国道387号)	平成24年12月11日~12月12日	В	67	61	0	0	0
八幡浜市(一般国道197号)	平成24年12月11日~12月12日	С	70	64	0	0	0
松前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	В	42	38	0	0	0
松前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	В	47	43	0	0	0
松前町大字北黒田	平成24年11月20日~11月21日	В	51	47	0	0	0
松前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	近接	64	58	0	0	0
松前町大字筒井	平成24年11月20日~11月21日	近接	71	66	×	×	×
松前町大字北黒田	平成24年11月20日~11月21日	近接	71	63	X	0	×
合計:27地点		環境基準	適合地点数	(小計)	20	23	20
	•			74. 1			

資料5-3 自動車交通騒音調査結果

三度)		年田	88	100	100	100	100	100	100	100	66	88	100	71	92	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	97
平成24年度	環境基準 達成率 (%)	夜間	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	71	92	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	86
$\overline{\underline{}}$	監 一	昼間	88	100	100	100	100	100	100	100	66	89	100	71	62	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	26
		全日	104	327	169	857	722	167	06	165	176	463	375	228	163	99	61	95	425	266	191	200	301	11	236	5,858
	環境基準達成戸数	夜間	118	328	169	857	722	167	06	165	177	521	375	228	163	99	61	95	425	266	191	200	301	11	236	5,932
	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	图副	104	327	169	857	722	167	06	165	176	463	375	228	163	99	61	98	425	266	191	200	301	11	236	5,858
	任居等戸数		118	328	169	857	722	167	06	165	177	522	375	319	171	99	19	92	425	266	191	200	301	11	236	6,032
	音音 ルン Neq)	夜間	09	09	53	20	64	61	53	62	65	64	09	89	99	99	52	49	53	22	22	52	57	62	22	)
	等価騒音 レベル (dB:L <sub>Aeq</sub> )	图目	29	29	64	62	70	29	61	89	72	70	89	73	71	71	63	29	64	99	99	28	99	99	64	
	有無 低騷音舗装(	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	からの距離道路敷地境界	(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	1.4	1.2	1.5	1.8	0	
	距離車道端からの	(m)	4.8	3.5	4.1	1	2.8	2.4	12.3	4	4.3	9.8	1	4.1	3.9	3.9	1.5	3.7	0.8	4.3	4.3	4.3	2.4	5.1	3.5	
	環境基準類型	H	В	Э	В	A	Э	В	В	В	В	В	А	В	A	A	В	Χ	X	Э	Э	В	В	В	A	
	車線数		2	2	2	2	2	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	測定年月日		平成25年3月7日	平成25年3月7日	平成25年3月7日	平成25年2月13日	平成24年12月11日	平成24年12月11日	平成24年12月4日	平成24年12月4日	平成24年12月4日	平成24年12月4日	平成24年12月4日	平成24年12月12日	平成24年12月12日	平成24年12月12日	平成24年12月12日	平成25年3月5日	平成25年3月5日	平成25年2月7日	平成25年2月7日	平成25年1月24日	平成24年12月5日	平成25年1月21日	平成24年11月28日	111111111111111111111111111111111111111
	調査地点		今治市内堀3丁目1	今治市喜田村1丁目5	今治市高部	字和島市住吉町2丁目3	人幡浜市松柏	八幡浜市保内町 宮内	新居浜市萩生2947	新居浜市郷3丁目5-10	新居浜市ハ雲町4-1	新居浜市北新町13-19	新居浜市横水町2-33	西条市小松町 新屋敷	西条市三津屋東	西条市小松町 新屋敷	西条市氷見丁	大洲市長浜町 下須戒	大洲市長浜町 沖浦	伊予市下吾川	伊予市米湊	四国中央市三島中央5丁目4	四国中央市金生町 山田井	四国中央市土居町 北野	東温市牛渕	
	道路名		大西波止浜港線	今治波方港線	糸山公園線	吉田宇和島線	一般国道197号	一般国道378号	松山自動車道	多喜浜泉川線	壬生川新居浜野田線	壬生川新居浜野田線	新居浜港線	一般国道11号	一般国道196号	一般国道196号	石鎚伊予小松停車場線	長浜保内線	長浜中村線	国道378号線	国道378号線	一般国道319号	大野原川之江線	新居浜土居線	美川松山線	

# 資料5-4 騒音規制法の特定施設及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

# 1 騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法施行令別表第一)

1 !	騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法施行令別表第一)
	金属加工機械
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
	ロー製管機械
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロ
	ワット以上のものに限る。)
	ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
1	ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
	へ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
	ト 鍛造機
	チ ワイヤーフォーミングマシン
	リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌータンブラー
	ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロ
	ワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
	建設用資材製造機械
5	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が
	0.45立方メートル以上のものに限る。)
	ロ アスファルトプラント (混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のよのに関え、)
	のものに限る。)
	木材加工機械 イ ドラムバーカー
	ロ チッパー (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
	ハ 砕木機
7	帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、
'	木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
	ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、
	木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
	へ かんな盤 (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機
	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

# 2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設(愛媛県公害防止条例施行規則別表第4)

	交派不占自约显示1710年,1786年第二年起 (交派不占自约显示1778年779年77
1	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
	セメント製品製造機械であって、次に掲げるもの
2	ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機
	イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
4	工業用動力ミシン(同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。)
	木材加工機械であって、次に掲げるもの
5	アージェットバーカー
)	イ ロックバーカー
	ウ チェンバーカー

資料5-5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分	区域の区分に対応する規制基準						
	朝	昼間	タ	夜間			
	午前6時から	午前8時から	午後7時から	午後10時から			
区域の区分	午前8時まで	午後7時まで	午後10時まで	翌日の午前6時まで			
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル			
<b>另</b> 1 俚	以下	以下	以下	以下			
第2種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル			
<b>第</b> 4 性区域	以下	以下	以下	以下			
第3種区域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	50デシベル			
第 3 健	以下	以下	以下	以下			
第4種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	60デシベル			
<b>新4性区</b> 域	以下	以下	以下	以下			

- 備考1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
  - 2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむねー 定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料5-6 騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

(平成25年3月31日現在)

_	ı													
	##	業場效届出工場	421	297	46	21	63	41	20	21	69		9	366
		- <del>1</del> 1111□	2, 428	4, 751	92	188	829	029	291	201	142		109	9, 371
条例	汝	木村加工機械	3	226	1	2	3	1	45	11	5			297
県公害防止条例	:施設数	ミシン工業用動力	289		7	284	130	421	106				35	1, 272
県公:	騒音発生施設数	ねん糸機	71	4, 192			3	28					1	4, 325
	图	製造機械セメント製品	11	2	7		2	24	4		6		1	63
		冷凍機	2, 054	331	77	45	437	166	10	94	128		72	3, 414
	1111	業場数届出工場		393	120	38	201	256	68	37	292	8	15	1, 428
		11111111		5, 316	386	179	2, 619	3, 037	279	213	2, 371	47	674	15, 121
		<b>赫型造型機</b>		73			2	14						24
		射出成形機 合成樹脂用		9			47	51	16		22			175
		日 配 線 検		48	52	51	62	33	11	27	206		1	491
引法		抄紙機				2		9			171			179
騒音規制法	施設数	木材加工機械		226	120	23	109	165	139	38	166	3		989
邢	特定施	穀物用製粉機		22	19			11						28
		製造機械建設用資材		3	3	1	4	15	2		16			44
		鎌鰲		4, 192	8	62		602			32			5, 006
		土石用破砕機等		22			110	31	8	23	44	32	9	259
		空気圧縮機等		683	135	35	1,947	1,822	84	115	1,605	12	664	7, 102
		金属加工機械		126	49	9	335	174	19	10	73		3	794
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	M N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	市町名	半巾容	今沿市	卡和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	年子书	四国中央市	東温市	松前町	+==

資料5-7 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の 騒音の規制に関する基準

区域 の 区分		作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止 時 間	1日当 たり作 業時間	連続作業時間	作 業禁止日
		くい打機、くい抜機又はくい打くい 抜機を使用する作業	85デシベル 以下	午後7時から翌 日の午前7時ま で	10時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休日
	特	びょう打機を使用する作業	IJ	11	"	11	"
告	定	さく岩機を使用する作業	11	IJ	"	]]	"
示   別	建設	空気圧縮機を使用する作業	IJ	IJ	"	11	"
表第	作	コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	II.	II	"	11	IJ
1 号 区		バックホウ、トラクターショベル、 ブルドーザーを使用する作業	II	II	11	11	IJ
域	特定	ブルドーザー、パワーショベル等を 使用する作業 (法規制対象は除く)	"	II	"	11	"
	作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作 業	80デジベル 以下	午後9時から翌 日の午前6時ま で	"	制限なし	制 な し
		くい打機、くい抜機又はくい打くい 抜機を使用する作業	85デシベル 以下	午後10時から翌 日の午前6時ま で	14時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休 日
	特	びょう打機を使用する作業	11	11	11	]]	11
告	定	さく岩機を使用する作業	IJ	"	"	]]	"
示別	建設	空気圧縮機を使用する作業	11	"	"	]]	"
表第	作	コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	II.	II	"	11	IJ
2 号 区		バックホウ、トラクターショベル、 ブルドーザーを使用する作業	"	II	"	11	IJ
域	特定	ブルドーザー、パワーショベル等を 使用する作業 (法規制対象は除く)	"	制限なし	"	11	"
	作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作 業	80デシベル 以下	11	11	制限なし	制 な し

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
- (2) 第2種区域
- (3) 第3種区域
- (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるた めの収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に 規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動 ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

712 205 917 平成24年度 45 96 25 30 11111111 9 abla松前町 9 4 4 abla $\mathcal{C}$ 東温市  $^{\circ}$ 4 21 4 31 31 四国中央市  $^{\circ}$ 19 6 2 24 Ŋ  $^{\circ}$  $\Omega$ 伊予市 10 19 19 2  $\mathcal{O}$ 大洲市 9  $\infty$  $\infty$ 西条市 52 52 22  $\Omega$ 11 23 9 114 新居浜市  $\approx$ 23  $^{\circ}$  $\Im$ 91 91 騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定建設作業の届出状況 13 13 人幡浜市  $^{\circ}$ 6 宇和島市 10 18 18 4  $_{\mathcal{O}}$ 28 47 74 今治市 9 6 4 27 27 535 535 松山市 製罐作業 コンクリートプラント等を設けて行う作業 クターショベルを使用する作業 ーショベル等を 一を使用する板金作業、 バックホウ等を使用する作業 ルドーザーを使用する作業 くい打機等を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 く岩機を使用する作業 2,0 ブルドーザー、パ 使用する建設作業 ďП ンンマ 作業区分 トブ 市町名 40  $\infty$  $\mathcal{O}$  $\infty$ 資料5 条例県公害防止 騒音規制法  $\times$ 欠

## 資料5-9 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

## 要請限度

時間の区分	昼間	夜間
	午前6時~	午後10時~
区域の区分	午後10時	翌午前6時
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の 車線を有する道路に面する区 域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の 車線を有する道路及び c 区域 の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考1 区域の区分は、次のとおり。

- a 区域は、騒音環境基準に係るA類型の地域
- b区域は、騒音環境基準に係るB類型の地域
- c区域は、騒音環境基準に係るC類型の地域
- 2 騒音の評価は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )による。
- 3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると 認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として 全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

# 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

昼 間	夜 間
午前6時~午後10時	午後10時~翌午前6時
75デシベル	70デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)である。

#### 幹線交通を担う道路

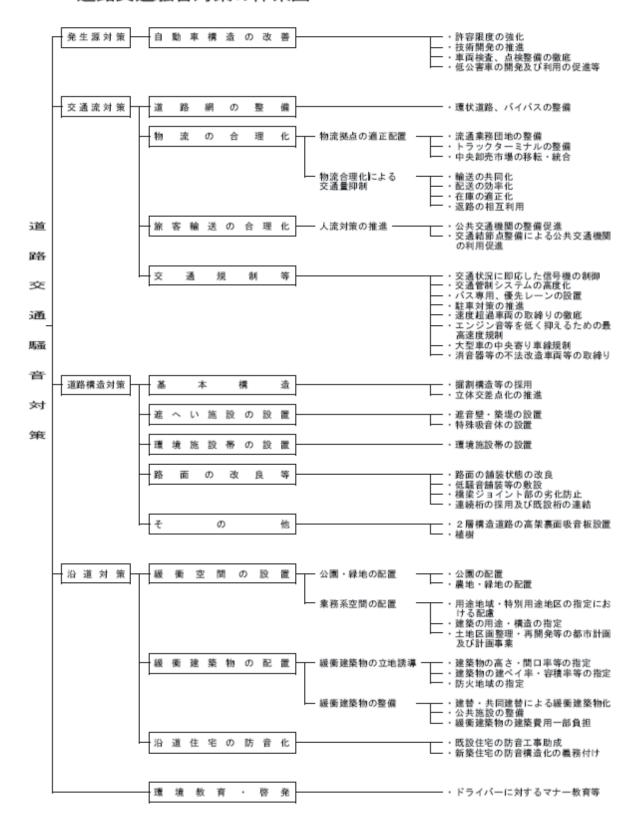
- · 高速自動車国道 · 一般国道 · 県道
- ・市町村道(4車線以上)
- 自動車専用道路

### 幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から20メートルまでの範囲

資料:環境省

# 道路交通騒音対策の体系図



# 資料5-11 拡声機による騒音の規制

1 商業宣伝の拡声機の使用制限

学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30mの 区域においては、正午から午後6時までの間でこれらの施設の敷地境界にお ける音量が65デシベルを超えない場合を除いて、商業宣伝を目的とする拡声 機の利用禁止

声 2 商業宣伝の航空機の拡声機使用制限

拡声機の使用時間は正午から午後6時までとし、音量は、地上において65 デシベルを超えないこと。

3 1、2のほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の厳守事項

- (1) 拡声機の使用時間は午前9時(日曜日、休日は午前10時)から午後8時まで
- (2) 幅員4m未満の道路においては拡声機を使用しないこと。
- 用 (3) 地上10m以上の箇所においては拡声機を使用しないこと。
  - (4) 商業宣伝を目的として同一場所では、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。
  - (5) 人の居住する建築物の敷地境界線における拡声機の音量は次のとおりとする。

 区域の区分
 第1種区域
 第2種区域
 第3種区域
 第4種区域

 音
 量
 55デシベル以下
 65デシベル以下
 70デシベル以下
 75デシベル以下

1 災害時の広報宣伝又は公共的団体の広報

2 公職選挙法に基づく選挙活動

3 祭礼、運動会等で一時的に拡声機を使用する場合

特例

拡

機

 $\mathcal{O}$ 

使

 $\mathcal{O}$ 

制

限

-353 -